

浄土ヶ浜エターナルグリーンPRキャラクター取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、浄土ヶ浜エターナルグリーンPRキャラクターを利用する場合の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、キャラクターとは、次に掲げるものをいう。

(1) 別紙に示すキャラクター

(2) 前号に掲げるキャラクターを翻案することにより創作されるキャラクター
(デザイン等)

第3条 キャラクターには、「浄土ヶ浜エターナルグリーン（令和3年11月宮古市定例記者会見において発表）」を用いることとする。

<浄土ヶ浜エターナルグリーンの色彩値>

D I Cナンバー	:	D I C 1 7 5
CMYK	:	C 8 8 ・ M 0 ・ Y 5 2 ・ K 0
R G B	:	R 0 ・ G 1 6 7 ・ B 1 4 8
HTML	:	# 0 0 A 7 9 4

(利用上の禁止事項)

第4条 次に掲げる事項に該当しない場合は、キャラクターを利用することができる。

(1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

(2) 宮古市の信用又は品位を害するものと認められる場合

(3) 第三者の利益を害するものと認められる場合

(4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合

(6) キャラクターの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

(7) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合

(8) その他キャラクターの利用が適当でないと認められる場合

(利用料)

第5条 キャラクターの利用に係る料金等は徴収しない。

(申請)

第6条 営利目的でキャラクターの利用を希望する場合は、様式「キャラクター利用申込書」により宮古市に申し込まなければならない。

2 宮古市は、内容を審査の上、本要領に適合すると認めた場合は、利用希望者に対し通知する。

(留意事項)

第7条 キャラクターのデザインや許諾の権利を譲渡又は転貸しないこと。

2 宮古市はキャラクター等の利用を許諾したことに起因する損失補償について、一切の責任を負わない。

3 利用者は、キャラクター等を利用した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合、これに対し全責任を負い、宮古市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

4 利用者は、キャラクター等の利用に際して故意又は過失により宮古市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を宮古市に賠償しなければならない。

5 利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャラクターを利用する権利を付与し、かつ、商品、利用者等について宮古市の推奨を行うものではない。

(キャラクターの適正利用)

第8条 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、利用許諾の取り消しまたは利用者に対し、利用物件の回収等の措置を請求することができる。利用者は、利用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から利用することはできないものとする。また、宮古市は利用許諾の取り消しにより利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

(1) 利用者が遵守事項に違反した場合

(2) 申出の内容に虚偽があることが判明した場合

(3) 利用を許諾しない場合に該当した場合

(4) その他キャラクター等の利用継続が不適當であると認められた場合

附 則

この告示は、令和6年12月26日から施行する。

別紙

